（簡易無線局の無線設備）

第五十四条　簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　削除

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ　一般的条件

(1)　通信方式は、単信方式であること。

(2)　変調方式は、周波数変調であること。

(3)　発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。

(4)　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線、給電線、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

(5)　送信空中線は、その絶対利得が七・一四デシベル以下であり、かつ、その水平面の指向特性が無指向性であること。

(6)　使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順並びに制御信号の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

(7)　使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順を書き込んだ記憶装置は、その内容を変更できないものであり、かつ、当該記憶装置によつて制御される処理装置と一体構造であること。

(8)　使用する電波の周波数（当該周波数を表すこととなるチャネル番号を含む。）及び受信した制御信号の内容は、表示されないこと。

(9)　総務大臣が別に告示で定める周波数以外の電波の発射ができないものであること。

(10)　電波の発射を開始及び停止するとき並びに電波の発射が継続する場合は六〇秒ごとに、自動的に制御信号のみを送信すること。

(11)　無線設備の故障によりF二D電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

ロ　送信装置の条件

(1)　F二D電波を使用する送信装置

(イ)　変調信号は、次のとおりであること。

(一)　符号形式は、NRZ符号であること。

(二)　信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の二〇〇とする。）であること。

(三)　MSK方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。）であるものであること。